

最良執行方針

この最良執行方針は、金融商品取引法第40条の2の規定に従い、法の趣旨並びに弊社の業務内容を踏まえ、お客様にとって最良の取引の条件で執行するための方針及び方法を定めたものです。

国内籍・海外籍を問わず、弊社が取扱う有価証券並びに金融商品すべてが、この最良執行方針の対象となります。

弊社では、お客様から有価証券並びに金融商品の注文を受託した際に、以下の方針に従い執行することに努めます。

記

1. 最良の取引の条件で執行するための方法

弊社においては、お客様から頂いた注文内容を把握し、当該取引に対応できる別のお客様を探す取引の仲介のみを行います。弊社が自己で相手となる売買並びに証券取引所に取り次ぎをするといった業務は行いません。

- 1) お客様から注文を頂きましたら、相対取引に対応できるお客様を速やかに探します。
- 2) 価格、数量等が折り合わない場合は、お客様の取引要望の調整のため努力いたします。

2. 当該方法を選択する理由

弊社のお客様は、有価証券並びに金融商品を保有している機関投資家であり、こうしたお客様の取引の仲介のために機動的に対応することが、お客様にとっても最も合理的であると判断されるからです。

3. その他

弊社利用のシステム障害等の場合には、やむを得ず、上記の最良執行方針に基づく方法とは異なる方法により弊社業務を行う場合がありますが、その場合はお客様の了解を得たのち、当業務を行うことと致します。